

「山口市交通死亡事故多発警報発令」実施要領

(目的)

第1条 この要領は、山口市内において交通死亡事故が連続的・集中的に発生する傾向にある場合において、交通死亡事故多発の警報（以下「警報」という。）を発令し、市民の注意を喚起するとともに、山口市交通安全対策協議会の構成機関及び団体（以下「構成機関等」という。）の連携を強化することにより、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、もって交通死亡事故等の多発傾向の早期抑止を図ることを目的とする。

(警報)

第2条 山口市交通安全対策協議会会長（以下「会長」という。）は、山口市内の全域を対象とする警報「以下「全域警報」という。」、国道等の路線を対象とする警報（以下「路線警報」という。）を発令するものとする。

2 前項の警報は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める警報を、山口警察署長及び山口南警察署長の意見を聞いて発令するものとする。

(1) 全域警報 山口市内において、短期間（おおむね2週間をいう。）に交通死亡事故が2件以上発生したとき。ただし高速自動車国道で発生した交通死亡事故は除くものとする。

(2) 路線警報 国道、県道及び市道の1路線において、1箇月間に交通死亡事故が2件発生したとき。ただし高速自動車国道はのぞく。

(3) 前2号に定めるもののほか、会長が重大交通事故の発生状況等から必要があると認めるときは、警報を発令することができる。

3 警報の発令期間は、発令の日から7日間とする。ただし、会長が交通死亡事故の多発傾向が抑止されないと認めるときは、山口警察署長及び山口南警察署長の意見を聞いて警報の発令期間を延長することができる。

(通知)

第3条 会長は、警報の発令を決定したときは、交通死亡事故多発警報発令通知書（様式第1号）により、関係機関等の長に通知するものとする。

2 会長は、警報の発令期間の延長を決定したときは、交通死亡事故多発警報発令延長通知書（様式第2号）により構成機関等の長に通知するものとする。

(防止対策)

第4条 構成機関等は、警報が発令されたときは、別表に定めるところにより、迅速かつ効果的な交通死亡事故防止対策の推進に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から実施する。

別表（第4条関係）

推 進 事 項	具 体 的 実 施 事 項	実施機関・団体
広報活動の推進 （警報発令の周知徹底と交通安全広報の実施）	○ 広報媒体を通じて警報発令の周知徹底	市 警察
	○ 広報車による巡回広報の実施 ○ パトカーによる巡回広報の実施	市 警察 交通安全協会
	○ 警報発令を標示する看板、のぼり旗等の掲出 ○ 下部組織への警報発令の周知徹底 ○ チラシ等の配布	構成機関等
街頭活動の強化 （子ども、高齢者の 保護誘導及び運転者への安全運転の呼びかけ）	○ 通学、通勤時間帯における街頭活動の実施	市 学校 警察 交通安全協会
交通指導取締り強化	○ 重大交通事故に直結する無免許、飲酒、著しい速度超過等悪質危険な違反及び違法駐車等迷惑性の高い違反に対する取締りの強化	警察
交通安全教育の推進 （正しい交通ルール、マナーの遵守の徹底）	○ 朝礼等を通じての警報発令の周知徹底と運転者教育の推進 ○ 各種会合等における安全教育の実施	構成機関等